

大垣市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、大垣市にこの申込書により登録をした者（以下「登録者」という。）に係る、住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その事実について通知するものです。
2. 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に大垣市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
3. 通知書には、次の事項をお知らせします。
 - （１）住民票の写し等の交付年月日
 - （２）交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - （３）交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
4. 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、本人又はその代理人が開示請求をすることができます。ただし、同法の規定による不開示情報に該当する部分については開示することはできません。
5. 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込みをすることができます。
6. 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合はその翌日）となります。
7. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - （１）登録を希望する方又は登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、申込み又は証明書の交付申請をすることができないとき
 - （２）他の市区町村に居住しているとき
8. この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、登録された方が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は日本国外へ転出されたときは、登録を廃止します。

※１．「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書をいいます。

※２．第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。